

指定介護サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）
（2025年4月から2026年3月まで）

2026年6月1日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月15日	訪問看護ステーション鶴川ひまわり	医療法人社団三医会	居宅介護支援	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
5月20日	紬	優凜 合同会社	居宅介護支援	なし	-
5月22日	シャロームまちさがプランニング	株式会社シャローム木下	居宅介護支援	なし	-
5月29日	だんらんの家南町田	和home 株式会社	地域密着型通所介護	生活相談員を必要数配置していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				水害、土砂災害等を想定した避難確保計画を整備し、当該計画に基づいた訓練を年1回以上実施すること。（洪水浸水想定区域内）	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項に変更があったときは、遅滞なく町田市に届出ること。	改善済
6月10日	サロン ひまわり	特定非営利活動法人 ひまわりの会	地域密着型通所介護	機能訓練指導員を1以上配置すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画を作成していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				地域密着型通所介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月12日	永遠の奏	株式会社 トータルライフ	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ごとに勤務表を作成すること。	改善済
				指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること。	改善済
6月18日	こがさか介護センター	株式会社 ノース	居宅介護支援	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求め、それを踏まえて作成した居宅サービス計画については、当該主治の医師等に交付すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成し、保存すること。	改善済
6月24日	木の葉デイサービスななせ	木の葉デイサービス株式会社	地域密着型通所介護	その他の日常生活費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。	改善済
				利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				運営規程の内容が不十分であるので是正すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。	改善済
				指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月26日	デイサロン町田鹿鳴館	株式会社 ハリー・トラスト・ジャパン	地域密着型通所介護	その他の日常生活費の取扱いについて、適正に行うこと。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				入浴介助加算Ⅱの算定に際しては、入浴計画に基づき入浴介助を実施してください。	改善済
7月8日	楓の風リハビリテーション 楓原町田	株式会社 楓の風	地域密着型通所介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				口腔機能向上加算を算定できる利用者であることを確認すること。	改善済
7月10日	みずきの家	特定非営利活動法人 みずきの会	地域密着型通所介護	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービス内容等の必要事項を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。	改善済
				地域密着型通所介護計画の目標及び内容の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
7月17日	ワーカーズ コープけやき	企業組合 労協センター事業団	地域密着型通所介護	なし	-
7月24日	高齢者グループホーム光の園おおくら	社会福祉法人 町田真弘会	認知症対応型共同生活介護	なし	-
7月31日	優つくりグループホーム 町田森野	社会福祉法人 奉優会	認知症対応型共同生活介護	なし	-

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
8月7日	グループホーム花水木	株式会社ユー・アイウェルフェア	認知症対応型共同生活介護	その他の日常生活に要する費用であって利用者に負担させることが適当と認められるものの費用（日用品費）の徴収については是正すること。	改善済
				あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居室料等の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。	改善済
				緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて確認し記録に残すこと。	改善済
				やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録すること。また、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	改善済
				身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。また、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	改善済
				運営規程の内容が不十分であるので是正するとともに、厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				介護従業者に対し、業務継続計画について必要な訓練を定期的実施すること。	改善済
				事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、また、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	改善済
				1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認すること	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市に連絡を行うこと。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項及び届出先に変更があったときは、遅滞なく町田市に届出ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
8月21日	いづみの里	社会福祉法人七五三会	介護老人福祉施設	介護職員又は看護職員を必要数配置すること。	改善済
				褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備すること。	改善済
				入所者の口腔衛生の管理体制にかかる計画を作成すること。	改善済
				口腔衛生管理加算の算定にあたり、医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を確認すること。	改善済
8月28日	グループホーム 秋田高城	医療法人 久盛会	認知症対応型共同生活介護	介護従業者に対し、業務継続計画について、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	改善済
9月9日	グループホーム なかまち	医療法人社団 愛友会	認知症対応型共同生活介護	管理者を配置すること。	改善済
				食材料費について、あらかじめ利用者又は家族に対し、説明を行い、利用者の同意を得ること。	改善済
				指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、町田市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
9月16日	居宅介護支援 光介護サービス	有限会社 光介護サービス	居宅介護支援	なし	-
9月16日	訪問介護 光介護サービス	有限会社 光介護サービス	訪問介護	指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				介護報酬の請求に当たっては、適正な区分で請求を行うこと。	改善済
9月24日	特別養護老人ホーム コモンズ	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	介護老人福祉施設	口腔衛生の管理体制を整備するとともに、入所者の口腔衛生の管理を計画的に実施すること。	改善済
				感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月7日	居宅介護支援事業所芙蓉園	社会福祉法人芙蓉会	居宅介護支援	なし	-
10月7日	ヘルパーステーション芙蓉園	社会福祉法人芙蓉会	訪問介護	指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				介護報酬の請求に当たっては、適正な区分で請求を行うこと。	改善済
10月16日	ヘルパーステーションめぐみ	株式会社 ライフサポートめぐみ	訪問介護	指定訪問介護を提供した際は、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				感染症発生時における業務継続計画を策定すること。	改善済
				業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算を算定すること。	改善済
				介護報酬の請求に当たっては、適正な区分で請求を行うこと。	改善済
10月16日	介護支援サービスめぐみ	株式会社 ライフサポートめぐみ	居宅介護支援	主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				感染症発生時における業務継続計画を策定すること。	改善済
				介護支援専門員に対し、感染症の業務継続計画にかかる必要な研修及び訓練を年1回以上実施すること。	改善済
				感染症が発生し、又はまん延しないように、介護支援専門員に対し、必要な訓練を年1回以上実施すること。	改善済
				業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算を算定すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月23日	デイサービスセンター やすらぎ	合同会社ケアサポート	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	未改善 (廃止)
				介護従業者に対し、業務継続計画について、必要な訓練を定期的実施すること。	未改善 (廃止)
				感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、また、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	未改善 (廃止)
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	未改善 (廃止)
10月29日	デイサービス 陽だまり	合同会社 陽だまり	地域密着型通所介護	なし	-
11月11日	優つくり小規模多機能介護 町田森野	社会福祉法人 奉優会	小規模多機能型居宅介護	なし	-
11月18日	小規模多機能ホーム光の園 おおくら	社会福祉法人 町田真弘会	小規模多機能型居宅介護	アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。	改善済
				モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して行うこと。	改善済
11月20日	地域のデイサロン くらかけ庵	株式会社 結の心	地域密着型通所介護	非常災害に関する具体的計画を策定すること。	改善済
				入浴介助加算Ⅱの算定に際しては、入浴計画に基づき入浴介助を実施してください。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
11月27日	小規模多機能型居宅介護たすけあい小川	特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい町田たすけあいワーカーズ	小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を実施すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				感染症にかかる業務継続計画について、必要な訓練を年1回以上実施すること。	改善済
				感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年1回以上実施すること。	改善済
12月11日	小規模多機能なかまち	医療法人社団 愛友会	小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。	改善済
				アセスメントは、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を、課題分析標準項目により把握すること。	改善済
				アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。	改善済
				少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接してモニタリングを行うこと。	改善済
				小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明した上で、利用者の同意を得ること、また、当該計画を利用者に交付すること。	改善済
12月16日	井の花ケアプラン	株式会社 M & C	居宅介護支援	解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。	改善済
				利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求めること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
12月22日	小規模多機能ホーム 秋田高城	医療法人 久盛会	小規模多機能型居宅介護	なし	-
12月25日	第二清風園居宅介護支援事業所	社会福祉法人 賛育会	居宅介護支援	福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合において、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載すること。	改善済
12月25日	第二清風園高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 賛育会	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録し、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
1月15日	ケアプラン湧和	特定非営利活動法人 湧和	居宅介護支援	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。	改善済
				継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をし、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。	改善済
				感染症にかかる業務継続計画について、必要な訓練を年1回以上実施すること。	改善済
				感染症の予防及びまん延防止のための訓練を年1回以上実施すること。	改善済
1月15日	湧和	特定非営利活動法人 湧和	訪問介護	訪問介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行うこと。	改善済
				感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施すること。	改善済
				2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ること。	改善済
1月21日	デイサービス いづみの里	社会福祉法人 七五三会	認知症対応型通所介護	指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				入浴介助加算Ⅱの算定に際しては、入浴計画に基づき入浴介助を実施してください。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
1月21日	デイサービス いづみの里	社会福祉法人 七五三会	通所介護	指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	改善済
				入浴介助加算Ⅱの算定に際しては、入浴計画に基づき入浴介助を実施してください。	改善済
1月27日	中央リハビリ ステーション エボルブ 町 田	A－L I N E 株式会社	地域密着型 通所介護	なし	－
1月29日	デイサービス コモンズ	社会福祉法人 町田市福祉 サービス協会	地域密着型 通所介護	地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録し、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
1月29日	おりづる苑も りの	社会福祉法人 町田市福祉 サービス協会	認知症対応 型通所介護	認知症対応型通所介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	改善済
2月10日	かたくり鶴川	ALSOK介護 株式会社	居宅介護支 援	福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				入院時情報連携加算（Ⅱ）の算定に当たっては、入院した日の翌日又は翌々日までに医療機関へ情報提供を行うこと。	改善済
				退院・退所加算（Ⅱ）ロの算定に当たり、情報の提供を受けたカンファレンスが算定要件を満たしていない。	改善済
2月10日	かたくり鶴川	ALSOK介護 株式会社	訪問介護	訪問介護計画に基づき必要な援助を行うこと。	改善済
				アセスメントを実施し、訪問介護計画を作成すること。	改善済
				訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること	改善済
				訪問介護費を適切に算定すること。	改善済
2月17日	合掌苑 翠の杜	社会福祉法人合掌苑	認知症対応型通所介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること	改善済
				個別機能訓練を実施した際は、訓練内容、訓練実施時間等の個別機能訓練に関する記録を作成すること。	改善済
2月17日	合掌苑 翠の杜	社会福祉法人合掌苑	通所介護	個別機能訓練を実施した際は、訓練項目、訓練実施時間等の個別機能訓練に関する記録を作成すること。	改善済
2月19日	アースサポート町田	アースサポート株式会社	居宅介護支援	なし	-
2月26日	桜美林ガーデンヒルズ サークラ居宅介護支援事業所	株式会社ウェルフューチャー	居宅介護支援	少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してモニタリングを実施すること。	改善済
				モニタリングに当たり、介護支援専門員が1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
2月26日	桜美林ガーデンヒルズ サークラデイサービス	株式会社ウェルフューチャー	通所介護	食事の提供に要する費用の取扱いについて、適正に行うこと。	改善済
3月10日	リハビリデイサービス nagomi 町田木曽西店	株式会社 アイペック	地域密着型通所介護	利用定員を超過している日が見受けられたので是正すること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
3月12日	Fivestarケアプラン	Nurse Innovation株式会社	居宅介護支援	福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合において、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載すること。	改善済

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「指定介護サービス事業所等に対する指導監査について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導監査、福祉サービス事業者の指導監査>指定介護サービス事業所等に対する指導監査について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996